

第 2 章

ボランティア団体等と県の協働
(協調・連携)の実態と課題

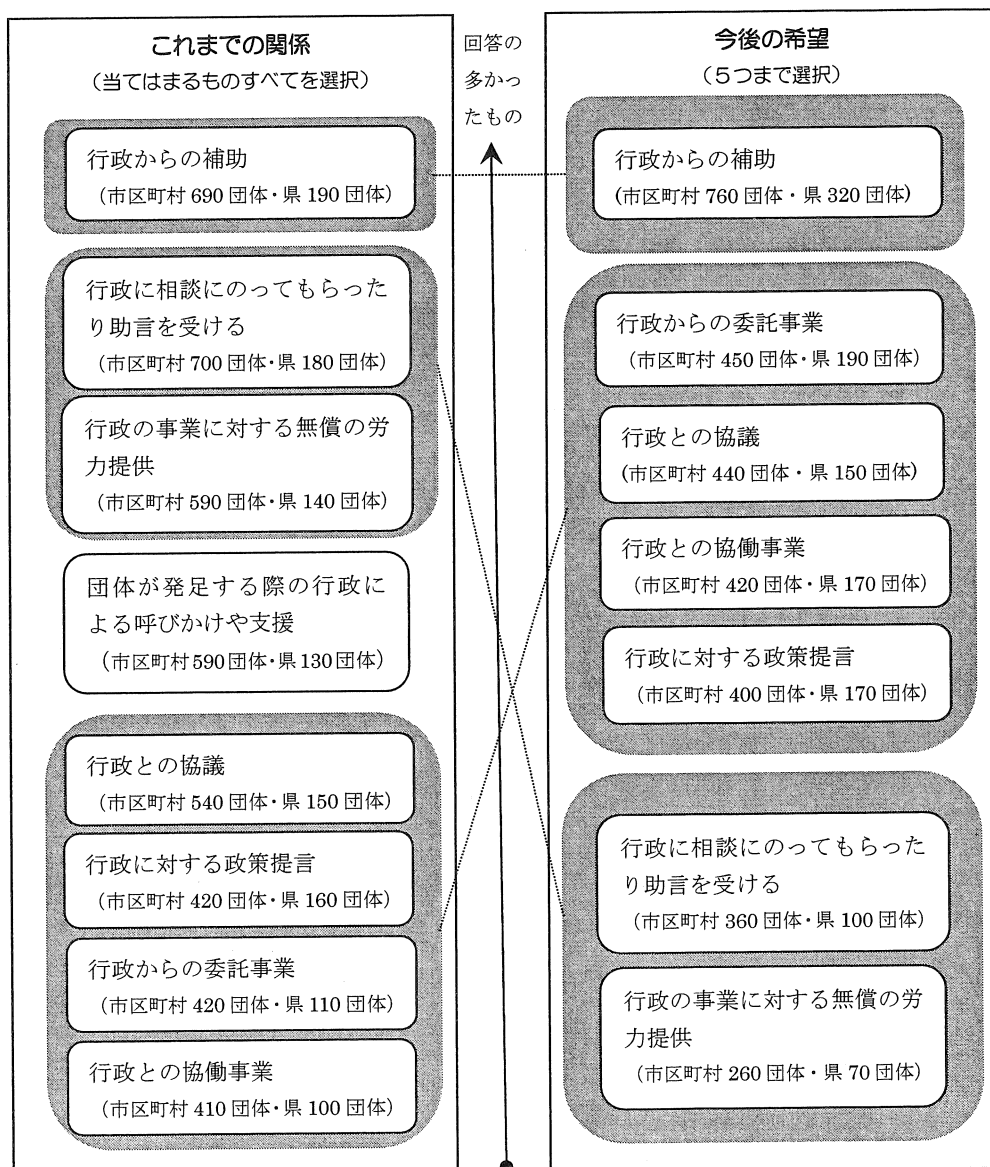
第2章 ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の実態と課題

1 協働事業の実態

神奈川県内では、様々な分野でボランティア団体等と行政が協調・連携した取組みを進めていますが、その概要は次に示すとおりです。

(1) 神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査から

平成13年度、県内のボランティア団体を対象に実施した調査「神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査報告書」の中で、行政とのこれまでの関わり方として回答が相対的に多かったものを、今後の関わりの希望と合わせて整理すると以下のようになります。（回答団体数2,762件）

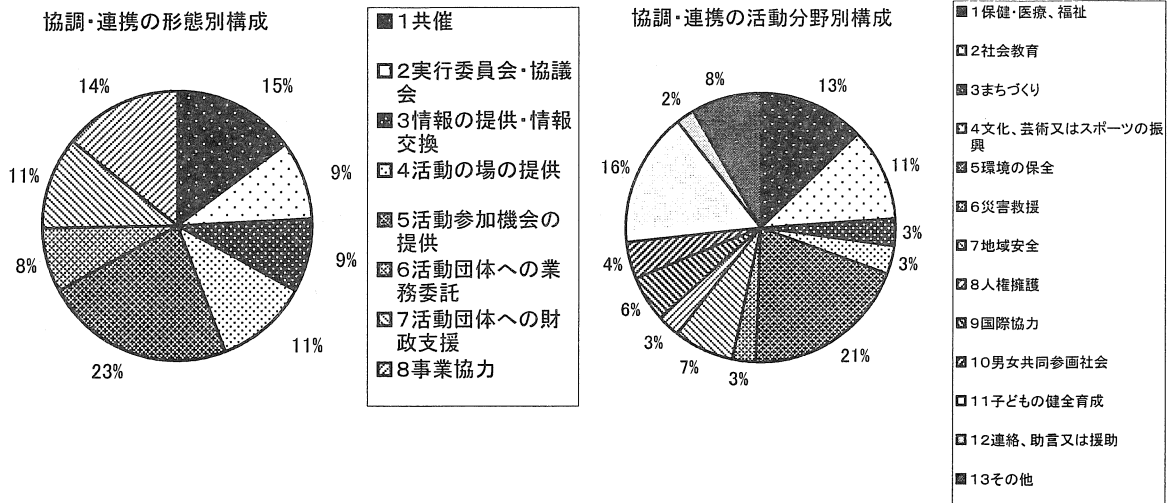


※出典：神奈川県内のボランティア団体の実態と行政との協働に関する調査報告書

(2) ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から

平成14年度、県庁内の全部局を対象に「ボランティア団体等との協調・連携に関する調査」を実施しました。

平成14年度事業としては、131事業の回答がありました。



(3) かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金から

かながわボランティア活動推進基金 21 協働事業負担金は、ボランティア団体等と県が、実施にあたって役割分担等を明らかにした協定書を締結したうえで、協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担しています。

平成14年度は、5事業が取り組まれています。

(4) パートナシップルームの活用から

ボランティア団体等と県のパートナーシップを構築するための橋渡しと、協議や共同作業を行うための場を提供することを目的に、かながわ県民活動サポートセンターに「パートナーシップルーム」を開設しています。

平成14年度は、21件の事業が取り組まれています。

ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の具体例を通して、実態、意向、さらには協働する上での留意点等を検討するため、特徴的な事例として、

- ・ 協働事業負担金から 5 事業（14年度協働事業負担金対象事業）
- ・ パートナシップルーム利用事業から 5 事業（21事業の中から特徴的な事業を抽出）
- ・ ボランティア団体等との協調・連携に関する調査から 10 事業（131事業の中から特徴的な事業を抽出）

の計 20 事業を抽出して、ヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の対象とした協働事業例

番号	分類	事業名	事業概要	役割分担
1	協働事業負担金	女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業	・暴力の被害女性のためのシェルター運営と相談活動を通じ、必要に応じてシェルターを提供し福祉的・法的・精神的な援助をする。（平成14年度協働事業負担金額8,000千円）	県 ：配偶者暴力相談支援センターの運営、県内施設・相談機関の連携の推進、情報提供、研・研究 団体 ：他施設等では対応が難しい外国籍女性に対する相談・一時保護、他施設・機関に対する外国籍市民の支援に関わる情報提供
2	協働事業負担金	引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	・引きこもり青少年及びその家族への支援及び彼らの社会適応を支援する取り組みを、民間の関係団体等と行政における様々な関係機関と一体になって総合的に推進している。（平成14年度協働事業負担金額 10,000千円）	県 ：情報提供、場の提供、関連研修事業の実施、連絡調整、調査・研究会実施の支援 団体 ：事業の実施主体
3	協働事業負担金	市民による里山の保全と活用のシステムづくり	・里山の保全に県民が参加できる仕組みづくりとして実行委員会の設置、里山保全事業、パイロット事業の実施を行う。里山候補地の情報収集等（平成14年度協働事業負担金額 5,000千円）	県 ：実行委員会事務局の運営、パイロット事業や適地フィールド調査実施の際の各行政機関及び里山の地権者との調整 団体 ：実行委員会の運営、事業フィールド調査、パイロット事業の実施及びボランティアネットワークとの調整
4	協働事業負担金	小網代の森保全推進事業	・小網代の森の動植物の環境保全として各種パトロールの実施、アカテガニの観察の誘導やパトロールマニュアルの作成を行う。（平成14年度協働事業負担金額 3,550千円）	県 ：地主や三浦市との調整、活動できる場の提供 団体 ：各種パトロール及び、自然環境の保全手法を実験するパイロット事業の実施
5	協働事業負担金	犯罪や災害の被害者等に対する支援事業	・犯罪や災害の被害者やその家族、遺族の精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動を実施するとともに社会全体の被害者支援の高揚を図る。（平成14年度協働事業負担金額 10,000千円）	県 ：センターの事業に対する助言、被害者等に対するセンターの事業内容の紹介及びセンターへの連絡方法の教示等 団体 ：被害者等への精神的立ち直りを支援するためのカウンセリング等の支援活動、ボランティアの養成、広報活動
6	パートナーシップルーム	新エネルギービジョン策定事業	・太陽光発電などの新エネルギーの積極的な活用促進に取り組むためのビジョン策定に際し、調査事業の一部について市民に委託して市民団体との協働の仕組みづくり等の調査を行う	県 ：調査の委託、調査結果や市民団体の提言を踏まえた指針の策定 団体 ：調査の受託、調査に基づく行政への提言
7	パートナーシップルーム	外国籍県民居住支援システム事業	・不動産業界、外国籍県民、NGO、行政が連携協力して、外国人居住支援ネットワーク運営協議会を設置し、外国人居住支援システムを稼働、かながわ外国人すまいサポートセンターですまいに関する相談を受付ける。	県 ：外国人居住支援ネットワーク運営協議会の事務局、すまいサポートセンターの電話料及び備品費用負担、外国人に積極的に物件を紹介する不動産店の登録。 団体 ：多言語による外国人居住に関する相談業務
8	パートナーシップルーム	ストップ温暖化普及啓発事業	・環境月間での普及啓発キャンペーン、地球温暖化防止月間での交流会の実施、定例の情報交換会を実施する。	県 ：イベントの内容の企画、事務的処理（会場確保、使用許可等）、県の施策への反映 団体 ：イベント内容の企画、連携を活かしたイベントへの動員、地域や住民の意見の聴取
9	パートナーシップルーム	丹沢大山クリーンキャンペーン	・丹沢大山クリーンキャンペーンの一環として、NPO法人みろく山の会と県の協力・連携により、山頂部における放置ごみの撤去活動を行う。	県 ：丹沢大山クリーンピア21を通じた清掃物品の支援、助成、広報及び職員参加、ヘリコプター経費の負担 団体 ：事業の企画、準備、運営等
10	パートナーシップルーム	県災害救援ボランティア支援センター運営事業	・災害時に救助活動を行う一般ボランティアを支援するために設置された支援センターにおいて参集するボランティアを被災地が混乱無く受け入れられるよう需給調整を行う。	県 ：活動の場の提供、情報提供 団体 ：ボランティアの需給調整（企画）

ヒアリング調査の対象とした協働事業の事例

番号	分類	事業名	事業概要	役割分担
11	協調・連携調査から	女性への暴力緊急一時保護事業	・神奈川県所有の建物を緊急避難女性を一時保護する常設のシェルターとして利用し、その施設を自主的に運営する。	県 ：施設の無償貸与、運営経費の1/3の負担、協働事業のための市町村及び団体との調整及び当該事業が円滑に進められるための関係機関との調整 団体 ：一時保護施設を設置・運営、運営経費の1/3を負担
12	協調・連携調査から	かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業	・外国籍県民が医療機関で受診する際に必要となる医療通訳サービスを試行的に実施し、システム化に向けた検討を行う。	県 ：通訳者及びコーディネーターの謝礼、通訳者に対する説明会の開催費用等財政面及び医療通訳としての身分保障 団体 ：医療機関からの要請に対する通訳者のコーディネート、通訳者の人材確保、推薦、通訳者の研修プログラムの作成
13	協調・連携調査から	外国人のための医療機関リスト作成事業	・県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託して作成した。その際、企画立案に関してソナの会が県社協から再委託を受けてプロジェクトチームを発足させ、県と協議を重ね作成した。	県 ：企画立案、病院協会、医師会への協力 団体 ：調査実施・プロジェクト進行管理
14	協調・連携調査から	介護支援専門員リーダー活動支援事業	・介護保険制度の根幹をなす介護支援専門員の資質を高めるため現場で起きている課題を取り上げその解決に向けた対策を検討するとともに実践的なモデル事業を実施している。	県 ：事業企画・評価 団体 ：事業の実施・報告・評価
15	協調・連携調査から	障害者スポーツ教室	・教室の指導者、審判の養成や障害者スポーツ教室、陸上競技大会、卓球などのイベント、講習会を実施する。	県 ：教室の企画、立案、資金提供 団体 ：指導員として教室での障害者の介護、競技運営
16	協調・連携調査から	児童虐待防止対策	・児童虐待防止のための通告の促進、相互の連携及び情報の提供を行う。	県 ：児童虐待防止の中核機関としての役割、行政として一時保護、措置などの公の指導 団体 ：より身近な地域における児童虐待に特化した、専門的な相談窓口としてのアドバイス
17	協調・連携調査から	ホームレス実態調査	・ホームレス実態調査を実施する。	県 ：実態調査の予算拠出、市町村は実態調査に協力 団体 ：委託を受けて団体が主導で調査を実施
18	協調・連携調査から	AIDS文化フォーラム	・エイズ文化フォーラムの開催、広報活動、会場提供、エイズに関する啓蒙・啓発、参加団体・患者のネットワークづくり等を行う。	県 ：会場の提供と広報、人的支援、企画、運営 団体 ：事務局、企画、運営、ボランティアの動員
19	協調・連携調査から	桂川・相模川流域の環境保全事業	・桂川・相模川の流域環境を長期的に保全していくための市民、事業者、行政の協働の仕組みとして「桂川・相模川流域協議会」を設立すると共に、行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定し、推進を図る。	県 ：協議会の事務局業務を担当 団体 ：市民代表も事務局業務、代表幹事を務める。
20	協調・連携調査から	地域安全サポート事業	・神奈川県警察本部と団体との協働で、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動を行う。	県 ：団体の活動に関連して警察権を行使する。 団体 ：犯罪の発生を防止する活動

2 20事業の調査から見た協働の実態と課題

前節で、説明したように協働事業負担金から5事業、パートナーシップルーム利用事業から5事業、そしてボランティア団体等との協調・連携に関する調査から10事業の計20事業の事例から、協働事業にとっての重要点を帰納的に分析しました。

実際に県との協働事業として取り組み、そして努力しているボランティア団体の活動事例から、ヒントを得ることにします。各協働事業の特徴や内容については資料1「ボランティア団体等と県の協働（協調・連携）の事例」を参照してください。

(1) 協働事業の働きかけ

《協働事業の働きかけはどちらからか》

協働事業が始まったのは、実際、団体側からの働きかけにあるのか、それとも県側にあるのか、それとも双方からか、を団体側に質問していますので、その結果を紹介します。回答の団体数は20団体中11団体ですが、あるべき姿として参考にしたいものです。

協働事業の呼びかけは、「県から」、「団体から」、そして「双方から」はほぼ同数ですが、「双方から」が割合としてやや多い傾向にあります。協働事業らしく、計画立案になると双方で考える割合が多くなり、双方の意見の反映は「大いに反映」が多く、「少し反映」は皆無となっています。また、準備作業も双方で行っている割合は大きい傾向にあります。今回の調査対象では、おおよその輪郭として、団体側の積極性によって、県が協働事業として取り組む方向へ動かされているという傾向がみられます。

表 協働事業への呼びかけ等 (団体側への質問結果から・回答者11団体)

呼びかけ	1 県から	3 件	2 団体から	3 件	3 双方から	4 件	4 無回答	1 件
計画立案	1 県から	2 件	2 団体から	2 件	3 双方から	6 件	4 無回答	0 件
意見の反映	1 大いに反映	7 件	2 ぶつう	4 件	3 少し反映	0%	4 無回答	0 件
準備作業	1 県が中心	1 件	2 団体が中心	1 件	3 双方で	7 件	4 無回答	0 件

(2) 協働事業に至るきっかけと経過について

協働事業がどちらの働きかけによって誕生するのかについては、すでに(1)で紹介しましたが、その中身、つまりはきっかけと経過については、ボランティア団体にとっては重要な関心事です。特に活動そのものをより広く社会的に認知させ、その目的とする内容をより普及及び啓発を図ろうしている場合には大きな関心事になります。ここでは協働事業に至るきっかけと経過について、その特徴的な8項目を注目点として紹介します。「きっかけ」とは、ものごとが誕生する働きかけの時期と状況を意味します。ただし、さまざまな経過の積重ねの上で、誕生しますので、その前後の経

過も簡潔ではありますが、可能な限り紹介します。

ここで協働事業に至るきっかけと経過、つまりきっかけにつながるような実質的な協働を求める関係づくりと、協働事業後のより緊密な関係づくりにおいて貢献している要素を協働事業化の注目点として、次の8項目に整理しました。協働（協調・連携）の事業の実態を調べますと、協働事業化に関する制度が整備されることはまずもって重要なことですが、例えそれが整備・充実されたとしても、それだけで協働事業が効果的に実施される保証はありません。20団体にヒアリングしたときに共通した印象として感じたことは、特に団体側の絶えざる努力と情熱でした。また団体側の積極的な働きかけとともに、県側の受け入れにも注目する必要があります。事例の紹介に当たっては、協働事業として優れた面を持つ20例を注目点8項目のいずれかの箇所ですべて登場させ、他の団体とは異なっている個人的な面を重視して可能なかぎり適切な箇所で紹介することを心がけています。当然のことながら、団体の特徴はそれだけにとどまりません。他の優れた注目点を併せ持っていることが多いのです。したがって、協働の手引き書として、読みやすく分かりやすくするために、提示したことをお断りしておきます。今後、協働事業を目指す人にとって参考となることを主眼にまとめています。

《団体側の協働事業への積極的な取組み》

注目点1 積極的に取り組む精神

積極的に取り組む精神（ポジティブ・マインド）は、特に団体側に共通する注目点となります。その内容を細かくみると、あるべき姿でもあるビジョンとか夢とかを追いかけること（情熱）、困っている地域住民のために何とかしたいと思うこと（地域性・切実さ）、目的をたててその実現に努力を惜しまないこと（達成意欲）等々に分解できます。ボランティア精神とひとことで言われている内容もよくよく実態に照らし合わせてみると、さまざまな要素から出来ていることとして理解ができます。こうした面での事例は、すべての団体に共通する要素ですが、ここでは特徴的な幾つかの事例を紹介します。

協働事業の要となる、団体のリーダーないしはメンバーの中には、共通性がみられます。それは、すなわち、県も含めて地域社会に対して新しい時代環境に適した新しい取り組み方・生き方、異質な要素の重要性を理解させ、それに取り組ませ、浸透させて行くこと（異質性・変革性）、そしてことにあたって、その時、その場において適切な対応がとれること（柔軟性）、また課題を見つけ解決することができること（解決性）などです。また、県側の柔軟性も協働事業を促進する重要な要因として注目することが大切です。

◆ 協働事業例 1 「女性のための緊急一時保護施設（シェルター）と外国籍市民に対する相談事業」

「女性の家サーラー」は、外国籍女性のための緊急避難施設として 10 年の実績があった。平成 13 年に D V 防止法が施行された。県は配偶者暴力相談支援センターを設置し、また婦人相談所が法律に基づく緊急一時保護を行うこととなり、シェルターや D V が広く社会的に注目されている時期でもあった。そのときに基金 21 協働事業の募集が開始された。基金 21 協働事業負担金への団体側からの提案によって、県では対応が難しい外国籍女性を受け入れることができるようになると双方が一致し合意した。そして団体側のみならず、県側についても共通しているのは、協働事業に取り組んでいる関係者は対等の姿勢でお互いに尊重して接していること（対等性）です。また、お互いの長所を生かし合い、また短所を補い合うこと（補完性）も大切です。

◆ 協働事業例 3 「市民による里山の保全と活用のシステムづくり」

「NPO 法人よこはま里山研究所」は、県内各地の荒廃した里山の保全に関して、県民が参加できる仕組みづくりについて先行して行っていた。県と研究所は里山の保全という課題についてすでに共有化していて、基金 21 協働事業負担金へ提案書で応募した。協働事業を成立させ、協定書で役割分担し、県と対等な立場で一貫して取り組んでいる。

注目点 2 会議等での積極的な課題提起と企画提案

団体側にとって会議等の発言の場は、協働へのチャンスの場でもあります。会議といっても県から委嘱された公式の委員会もあれば、多くの団体への呼びかけの努力をしながらも、半公式のワーキンググループでの打ち合わせ会・作業部会のようなものもあります。ここではこれらを総称して会議と呼称します。そうした会議に積極的に参加して、意思を表明したり、また問題・課題を提起したり（問題提起）、また企画書等にまとめて提案をしたりすること（企画提案）は協働事業化を図る際には重要な行動となります。

◆ 協働事業例 12 「かながわ外国籍県民医療通訳サービス支援モデル事業」

平成 12 年 10 月「外国籍県民かながわ会議」から外国人の医療通訳制度の必要性について、提言を受けて、県は平成 13 年度から医療通訳制度検討委員会を設置し、医療関係者、NGO 等と検討を行った。「NPO 法人多言語社会リソースかながわ」は、その中心メンバーが同委員会の委員であり、また、外国籍県民に対する診療を長年続けている医療関係者も含まれ、ノウハウの蓄積があること、県内に同様の活動を行う団体が他になかったことから、当該 NPO 法人と協働することとなった。

また、調査によって実態をデータで示すことができれば、発言はより客観性を持つことができますので、団体側から調査事業に関する企画案を提出し、実施すること（実態調査）、そして、幅広く関係する団体と連携すること（ネットワーク化）によりその実現を図ることは、協働事業を目指す団体としては、その基礎を形成する意味でかなり重要な行為となります。

◆協働事業例 7 「外国籍県民居住支援システム事業」

平成 11 年に提出された「外国籍県民かながわ会議」の第一期中間報告の中で外国籍県民の居住問題が提起された。これを受けて、不動産業界、外国籍県民、NGO、県が検討を行い、平成 13 年 4 月に外国人居住支援事業を開始、その事業を推進するための協力機関として「外国人居住支援ネットワーク運営協議会」を設置、3 月に「かながわ外国人すまいサポートセンター」を設立、4 月から多言語による外国人の居住に関する相談業務を実施している。

◆協働事例 17 「ホームレス実態調査」

平成 9 年以降野宿者層が変わってきて、県内在住の常勤労働者が終身雇用制度の崩壊や工場等の海外移転（安い賃金で生産ができる）で、失業者となり、野宿者となった。県内の野宿者の以前の職業は、常勤・自営が 7 割、日雇い労働者が 3 割。横浜・川崎以外では主に厚木などの工業地帯で、このような現象が起きた。県内で約 3000 名。横浜市内には自立支援センターや法外援助が位置づけられている（川崎では現物支給）が、他の自治体にはその制度はない。そのため全国各地から横浜・寿地区に集まってくる傾向がある。

相談の依頼は路上パトロールで受けることが多い。内容によっては後日改めて時間をとって話しを聞くことになる。そのため、街頭のソーシャル・ワーカーと呼ぶ人もいる。実態調査の必要性は「寿支援者交流会」から提案。自治体としても県内の野宿生活者が増えてきており、実態把握する必要が出てきた。双方で検討し、神奈川県として国の法律（平成 14 年 4 月にホームレス自立支援法が施行）が出来る前に県下野宿者の実態調査を 6 エリア 9 自治体にて実施。

注目点 3 課題を追求するボランティア活動としての実績の積上げ

協働事業化への事前段階として、ボランティア団体側の意志とか思いとかが具体的な活動を通して形成されていることが必要で、地域の切実なニーズに対応すべく、ボランティア精神で自主的に取り組んでいるボランティア活動の積み上げがすでになされているケースはまさにこれに該当します。目的の実現を目指して、事業を一貫して、継続的に行うこと（一貫性・継続性）によって、協働事業化以前に地域の関係者に影響を及ぼしている場合は、結果として県を協

働化へと動かす力を、潜在的に持っていると考えられます。長年の実績の積上げ、あるいは高い専門性と関連団体とのネットワークで情熱をもって自立した取り組みを行っている場合がそれに該当します。課題解決のために、さまざまな専門家、あるいは専門機関と連携してネットワークを形成、すでに組織的で柔軟な対応能力を持って組織化が図られている団体が、社会的に認知されていることもあります。協働事業以前にすでに相当の実績を積上げているのです。

◆協働事業例4 「小網代の森保全推進事業」

小網代の森の保全方針が平成7年に決まり、かながわ新総合計画21の施策の一つとなったが、72haの保全方針のうち0.45haが買収されただけで公有地化が思うに任せない状態が続いていた。この過渡的な状況のもとで市民団体は県と連携しつつ、アカテガニパトロールを筆頭とする各種パトロール等を通して訪問者や地元への適切な対応を工夫し、自然の状況、利用の状況、危険個所の把握等、可能な保全努力を進めてきた。市民側からすれば、今回の協働事業はそのような実績の上で、過渡期からさらに保全後の整備活用におけるパートナーシップも視野に入れて成立したものと評価している。呼びかけも、計画立案も団体側からの働きかけ。

注目点4 県（関係機関）との協働イベントの積極的な開催

本格的な協働事業として成長していくためには、より規模の大きな協働イベント（実質的な共催・事業協力）等の開催体験を経て自信を持つことも必要です。自主的な活動として推し進めるうちに、世論の後押しを得て、団体の活動が多くの人々の知るところとなるのです。

◆協働事業例8 「ストップ温暖化普及啓発事業」ここから

平成9年の京都会議に参加する自転車隊に対するキャンペーンに県からの呼びかけに応じて参加し、その後、行政・市民・団体・企業の参加により実行委員会を発足させた。また、CO₂削減に継続的に取り組む必要性を認識し、団体側から定例的な意見交換の場を設けることを県によびかけた。京都会議終了後、団体からの呼びかけにより、実行委員会参加メンバーの中でストップ温暖化の実践活動をおこなっている市民団体7団体及び学校2校の参加により、神奈川県環境計画課の恒常的な協議の場として「ストップ温暖化ネットワーク」を発足し、毎月定例会議を開催している。施策の具体的を進めようとしていた県と、実践に強いNPOが相互補完的に協働し、地球温暖化防止にむけた体験的普及啓発事業を共催で実施している。県側の事務は県が、団体側の事務は団体が担い、事務局も両方で協働して実施している。

◆協働事例 9 「丹沢大山クリーンキャンペーン」

昭和 58 年 4 月 40 歳以上の人達 170 人で登山を開始すると同時に、丹沢の清掃登山を開始した。その後 19 年間清掃登山を継続して実施。平成 11 年「NPO 法人みろく山の会」から県に提案し、県との協働による丹沢、大山クリーンキャンペーンの実施に向けて、団体の事業企画によるヘリコプターによるごみの搬出が始まった。大規模な清掃活動が協働事業として継続されている。双方の狙いは一致していて、丹沢・大山の清掃と実態の調査の 2 点である。丁度、平成 12 年度から県が主体となり『丹沢・大山保全計画—丹沢・大山の豊かな自然環境の保全と再生を目指して』を基にボランティアの協力を得て山岳ゴミを回収するための予算化を検討していた。

注目点 5 協働事業へのさまざまな仕組みの工夫

団体側の事業が広く社会に知られ、その事業の必要性が認知されるまでのプロセスですが、その準備として、他の団体の支援があって、その目的とすることを実現することが大切です。その実績を基にして、協働事業へとジャンプアップすることが可能となったという例があります。決してあきらめず、手段を尽くして満を持すということの大切さを、身をもって示している例ではないかと思えます。

◆協働事業例 13 「外国人のための医療機関リスト作成事業」

平成 13 年事業として県国際課が立案、県社会福祉協議会ボランティアセンターに委託して作成した。その際に、「外国人のための医療機関リスト 97」を発行した実績のあるソナの会が企画立案を県社会福祉協議会より再委託され、県内医療に関わるネットワークを主体としてプロジェクトチームを発足させて協議を重ねた。

また、パートナーシップといっても単に団体と県だけではなく、事業者を含めた三者が同時に協働事業へ取り組むことが適切なものもあります。協働事業化が成立するケースは様々で、円滑に誕生した例として、かかわる人々の立場を超えた「共通の想い」を実現したいという切望が後押しをしているケースがよくあります。まずは市民団体と県のパートナーシップの基礎固めをした上で、さらに事業者との協働、つまり三者の協働に移行して、更に各地域での協議会の設立に至っている団体もあります。

◆協働事業例 19 「桂川・相模川流域の環境保全事業」

平成 4 年山梨県・神奈川水質保全連絡会議スタート。平成 7 年度～9 年度の 3 か年計画で環境庁の補助を得て、流域サミット、シンポジウムを開催。平成 9 年アジェンダ 21 市民会議が発足し、「市民案」を作成。市民・事業者・行政の三者と、助言者としての環境庁、建設省がアジェ

ンダ検討委員会を立ち上げ、平成10年桂川・相模川流域協議会が設立された。また同年、上流域の山梨県で桂川北都留地域協議会（現在、桂川東部地域協議会）を設立。平成12年、下流域で相模川湘南地域協議会を設立し、地域の実情に合わせて「アジェンダ21桂川・相模川」の普及及び啓発に努めている。協議会全体、地域協議会、加盟団体、及び諸市民団体との協働で、クリーンキャンペーンへの参加、流域シンポジウム開催事業、上下流域交流事業（植林、洋上観察）、森づくり専門部会事業、調査事業（洗剤、ホタル生態等）、各種学習会事業（含む体験学習）等を実施。

《県側の協働事業への積極性と理解》

注目点6 県（関係機関）・委員会等の柔軟な対応と協働への理解

団体側の努力を前提にしながらも、県・関係機関の対応の柔軟性も重要な要素となります。県並びに県がかかわる委員会・関係機関等の委員が協働の意義をよく理解して、異質の要素を受け入れる懐の深さ、つまり包容力を持っている場合、協働事業の可能性は高まることとなります。そうした協働の理解が県及び委員会の共通認識となり、また日常的に協働そのものが行われていると、グループとか、組織とかの体質になって、さまざまなネットワークが形成されることとなり、協働が一層進みやすくなります。

◆協働事業例2 「引きこもり青少年支援協働ネットワーク事業」

不登校児支援の活動を通して引きこもり青少年を抱える親たちとの交流が生まれ、さらに神奈川県青少年総合研修センター（略して青総研）の学習講座に参加する中で、「楠の木学園リロード」が問題を提起したことがきっかけになり、基金21協働事業負担金を活用して、県青少年課・青総研との協働事業がスタートした。

県側においても明確な問題意識及び実践により団体との関係が形成されていたこと。5年前から、青総研では、不登校・引きこもりという切り口で研究すると青少年のことが分かるのではないかという問題意識を抱き、団体と関わっていくようになり、研修や学習会の講師に団体のメンバーを呼ぶようになった。青総研内に研修の名目で、実験的フリースペースを作り、支援者養成に役立ててきた。このような県の柔軟な対応により、団体に関わりやすかった。「青総研は、役所の堅いイメージがなく入りやすい。」と言われた。

◆協働事業例6 「新エネルギービジョン策定事業」

団体が市民共同発電所の設置などにおける、県との協働の実績の積み重ねやイベント開催（エコタウンかながわ）を通じて、行政と団体との信頼関係が形成された。そうした関係を受けてビジョン策定の検討委員

会へ委員あるいは専門部会として、団体が参加し、その中でビジョン策定後、それを実践に移すためには団体自ら調査し、提言する必要性があるとの合意が形成され、各種調査を団体が実際に行い、協働事業としてビジョン策定を行った。

注目点7 県にとって困難な事業には協働が必要

協働事業が成立する条件として、県側が単独では困難な事業に対して、団体側が積極的に活動して、事業の実現の可能性を高めることができることです。また、縦割り行政では柔軟に対応できず課題解決に困難性が伴う場合も、協働の対象になる可能性は大きくなります。団体側のリスク対応力、あるいは柔軟性をもった課題解決力に期待しているからと考えられます。

◆協働事業例 15 「障害者スポーツ教室」

平成10年に開催された第34回全国身体障害者スポーツ大会（かながわ・ゆめ大会）の成果を継承するため、自主的に組織された「神奈川県障害者スポーツ指導者協議会」と県障害福祉課が協働することで、障害者が身近な地域でボランティアに接し、気軽にスポーツに接することができることを目指した。上記全国身体障害者スポーツ大会がきっかけとなり、協議会が設立された経過もあり、協力依頼をうけた。県内障害保健福祉圏域毎に障害者スポーツ教室を開催し、障害スポーツの普及と障害者スポーツ指導者等の育成を図る。協働事業として、協議会側は、指導員として教室での障害者の介助、競技運営に携わり、県は、教室の企画立案、広報活動、そして資金提供を行っている。また、県が別に実施している“県初級障害者スポーツ指導者養成講習会”を終了した新たな障害者スポーツ指導者への活動の機会の提供ともなっている。

◆協働事業例 20 「地域安全サポート事業」

「NPO 法人ガーディアンエンジェルス横浜支部」は自立して活動している団体で、県警が行う各パトロール活動に自主的に参加している。犯罪防止パトロールなど地域安全活動の強化を求める社会的な要請によって、犯罪の発生を防止するパトロールなどの活動により防犯環境の保全に対応するために協働事業化が図られた。2002年ワールドカップ期間中の警備部隊の後方支援、平塚の七夕祭りを始め、県内各地で行われた花火大会等の祭事パトロール、広く犯罪防止パトロール等を行っていて、関係自治体から高い評価を得ている。

また、県のあり方として、プライバシーの保護が極めて重視されたり、関係が複雑で専門的な国際理解が必要な分野などでは、通常の行政サービスとして取り組むことは、難しいことが多くなります。

◆協働事業例 11 「女性への暴力緊急一時保護事業」

県・市町村・団体の三者協働事業となっている点が大きな特徴。女性による女性のための相談活動を行うなかで、夫や恋人などによる暴力から女性の身を守るための緊急避難所（シェルター）を設ける必要性が認識され、神奈川県にその問題を提起した結果、「女性に対する暴力対策協議会」が設置されて、対策の検討が進められた。具体的には、平成 11 年度に県女性センター分室に団体側からスタッフを出してもらい、平成 12 年度には「NPO 法人かながわ女のスペースみずら」に委託するという経過で積み重ねられた団体の実績や、県と団体の関係構築があった。課題の広域性及び団体の実績から、三者協働となったことは必然と言える。実際は、問題や課題があると、団体から県に報告があり、県が団体と市町村の間に立って、調整を行っている。協働する 3 者が意見交換・協議する場の設定が検討事項に上っているが、平成 14 年 4 月に DV 防止法が施行されたばかりであり、今後の課題となっている。

◆協働事業例 18 「AIDS 文化フォーラム」

平成 6 年 8 月に横浜で開催された医療関係者中心の「第 10 回国際エイズ会議」に対し、HIV/AIDS に関して市民のための会議を市民の手で実施しようという趣旨で始まったのがきっかけで、「AIDS 文化フォーラム組織委員会」が組織化された。現在、上記委員会と県は共催し、AIDS 文化フォーラムを開催している。協働の形態は、組織委員会＞運営委員会＞ボランティア団体の階層となっていて、第 1 回から県が共催して協働事業として行っているが、県は組織委員会のメンバーではない。実働部隊は、運営委員会で、県職員がメンバーとして入っている。事務局は民間（横浜 YMCA）で、企画・運営は団体が主となり、県は予算措置をしておらず、企業の寄付や助成金で資金を賄っているために、より自立した形となっている。

《団体側と県側の共通認識から双方の積極的な取組み》

注目点 8 新制度への対応、災害への対応から協働の展開

環境の変化から県民の切実なニーズが急浮上し、相談件数とか、対応件数が急速に拡大してくる場合、協働しながらの双方の積極的な取組みが期待されます。たとえば、法令の施行に伴い、県民ニーズが急速に顕在化し、行政サービスの必要性が急速に拡大することがあります。あるいは阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、いずれ高い確率で発生すると思われる震災等への備えを進める必要もあります。こうした場合には行政だけでは十分な対応ができない面もあり、県から団体に協働の働きかけがなされますし、同時に、団体からも県に対して協働事業が提案され、数多くの協働事業がさまざまな分野で行われてい

くこととなります。

まずは、新制度の施行に伴う地域のニーズが急速に高まり、課題が発生し、その解決策が求められる場合についての協働事業例を紹介します。

◆協働事業例 14 「介護支援専門員リーダー活動支援事業」

平成 12 年 4 月に介護保険制度が施行され、介護支援専門員の連絡会が地域毎に設置され、経過する中で、現場における課題が次々と明らかになった。その解決に向けて県との取り組みが必要と判断、県と（社）かながわ福祉サービス振興会の双方が話し合い、その結果平成 13 年 4 月に専門性を活かした組織として「NPO 法人神奈川県介護支援専門員協会」の設置となった。介護支援専門員の質の向上を目的とした調査研究と研修などの業務委託が話し合われ、協働事業として効果的かつ効率的に実施している。

◆協働事業例 16 「児童虐待防止対策」

平成 12 年に児童虐待の防止などに関する法律が施行された。平成 13 年度には児童相談所での児童虐待相談処理件数が急増、2 万件を突破した。そうした中、「NPO 法人こども虐待ネグレクト防止ネットワーク」は県議会議員からのヒアリングをきっかけに仲介を受け、協働事業にまで発展した。

平成 12 年に施行された児童虐待の防止などに関する法律の第 4 条第 1 項に「関係機関及び民間団体の連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする」と規定されている。県の公的な指導を中心として相談事業と、各地域における NPO の児童虐待に特化した専門的な相談事業について、情報交換と連携をするために協定書を締結している。

次いで、予測される災害被害の大きさとか、現実には起こっている犯罪被害の深刻さは、いずれも地域の住民にとっては放置できない、切実な課題です。こうしたことへの対応

も県と団体の双方の積極的な対応によって解決される協働事業となります。

◆協働事業例 10 「県災害救援ボランティア支援センター運営事業」

災害時の一般ボランティアの需給調整を行う機関として、県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターが設置されることとなり要綱が策定されたが、サポートセンターの利用団体であった「神奈川災害ボランティアネットワーク」がコーディネーター役となり、平成 12 年には支援センターのコーディネートを行うことを目的とする「神奈川県災害救援ボランティア支援センター・サポートチーム」が結成された。協働事業に当たっては、パートナーシップルームを活用し、呼びかけと計画立案は、いずれも双方から行われた。

◆協働事業例5 「犯罪や災害の被害者等に対する支援事業」

犯罪等の被害者が増えていく中で、神奈川県被害者支援連絡協議会の総会において、被害者の精神的なケアを行う団体として設立が警察から呼びかけられ、平成12年準備会発足。その後電話相談員の公募、養成研修、正会員、賛助会員の募集開始。平成13年5月に「神奈川県被害者支援センター」が正式設立。このような経緯があり、警察とセンターとは、被害者やその家族、遺族に対する支援という課題を最初から共有している。協働事業は警察側からの呼びかけに基づいて、双方で計画を立案した。具体的には、その後基金21協働負担金の対象として事業を進めている。平成14年10月にNPO法人格取得。

(3) 協働事業の効果・メリット

協働事業の目指すところは、県民、つまりは地域住民へのより直接的な貢献にあります。それを大前提にして、いかなる具体的な施策が地域の課題と住民のニーズへの対応として適切であり、また効果的であるのかについて、協働事業例を通して語っている点で協働事業の効果・メリットのヒアリング結果は貴重です。協働事業による地域住民にとっての効果・メリット、協働事業をより充実させるための団体側にとっての効果・メリット、同様に県側にとっての効果・メリットについて、以下に整理しました。

《協働事業による地域住民にとっての効果・メリット》

協働事業においては、地域住民への貢献を目指して、団体側と県側の双方で共有化された課題・目的（あるいはあるべき姿・ビジョン）の実現を目指します。また、協働事業自体が大きな成果であるという意見もあります。県民参加が行われていることとなりますので、それぞれが単独で行うよりも効果が大きくなります。お互いにできないことを補い合うこと（相互補完性）、または得意なところを生かし合って効果を生みだしていくこと（相乗効果性）によって、協働事業によって新しい公共的なサービスの仕組みが創出され、それによって公共的なサービスの拡大・充実が一層可能となります。

団体側も県側も単独ではなしえないような、1) 県民にとって切望される目標を実現可能にすること、2) 膨大な時間がかかると思われていたことが比較的短時間に実現できるようにすること、3) 双方で知恵を出すことで実現の見通し（達成期間も含めて）をつけること、そして4) 団体側と県側のネットワークあるいはチャネルを共有化でき、さまざまな可能性を発掘することができること、などが協働事業の効果です。

こうした効果によって、地域住民のニーズや地域特性に即した新しい公共的なサービスが可能になったり、地域住民の意思が行政の政策形成に反映されやすくなります。

《協働事業をより充実させるための団体側にとっての効果・メリット》

① 専門性の育成・向上・強化

団体側の先駆性・機敏性が協働によって、地域の実情とニーズを踏まえて問題解決していく、より専門性の高い能力向上につながります。調査をしたり、実態を把握したりすることによって、団体側のメンバー・スタッフ等が課題分野とか、地域特性とかに精通し、地域の実情を踏まえた専門性をより一層身につけることが可能となり、人材育成への貢献は大きいといえます。公的調査と現実の間に横たわっている市民の悩み・願い・ニーズ等が透視できるようになります。

こうしたことを通して、実践しやすい環境づくりができていきます。団体側に自信と誇りが生まれます。調査による客観性も身につけて、委員会等への意見具申も可能となります。実効性の高い施策案を策定・立案することが可能となります。実効性とは、絵に描いた餅にならないということです。地域の実情に精通するが故に、地域のニーズに的確に応えることができます。また、粘り強さも身につけることになり、専門性の向上・強化が可能となります。さらに課題解決への取組みがより実践的になり、施策に反映させる筋道が見えてきます。また、実際に施策に反映させることが出来ると確信に満ちた話は、今回の協働事業例 20 の団体側から数多く聞くことができました。

② ネットワークの拡大と強化

団体側と県側のネットワークは、各々が特有の特性を持ちますが、協働事業の本質として、密接に関連しながら、関係者への啓発活動によってネットワークは拡大していきます。地域での啓発活動が、新たなネットワークを生み、またニーズを生みだしていき、より地域のニーズに根ざした普及啓発活動が可能となります。特に、ニーズを掘り起すが故に、活動のフィールドが創出され、広がり、深化することとなり、この蓄積の先に、より大規模なネットワークが形成されていくこととなります。関係する他の市民団体と協働で調査をすることから、実施に際してネットワーク形成の準備がスタートしているともいえます。協働意識が向上すれば、自ずと活動は活性化し、またネットワークが形成されていきます。

県との協働は、課題によっては、市町村との協働の必要性を誘発します。また、団体の先駆性と機動性によって、県庁内、あるいは市町村内の関連部署との協働を誘発していく可能性が高まります。

かなり多くの団体からヒアリングでこうした可能性が聞かれました。

③ 信用拡大と知名度向上

県側も同行して調査をすれば、信用されやすくなることは、団体側からのヒアリングの際に多く聞かれた指摘です。また県（関係機関）との協調・連携を公表することで、社会的な信用が増すことも指摘されています。このような信用の拡大は、さまざまな点での恩恵を生みだすこととなります。調

査そのものに対する信頼性が増すこと、また活動自体が県との協働事業であることで公共性のある事業であることと受け取られることは、初対面ながら調査者と被調査者の心理的な距離を一挙に縮める効果は大きいものとなります。実態が分かれば、適切な対応方法も考案でき、被調査者との連携・協調の可能性が増します。また、協働事業によって、団体とそれに関わる人々の知名度は向上します。

④ 事務手続きに関する能力の獲得

協働事業で、事務の一部が県（関係機関）によって役割分担される場合、事務手続きの能力を協働体制として獲得することができます。いわゆる複雑さ・繁雑さの伴う事務手続きから逃避するのではなく、むしろ積極的に取り組むことで自信が生まれ、対応できる能力を獲得することができます。

《協働事業による県側にとっての効果・メリット》

協働事業による県側にとっての効果・メリットとして、次のような指摘があります。1)団体側の柔軟性を活用したサービスを提供できます。たとえば県民への対応のために開設時間を夜間とか、休日にすることなど。2)団体側への側面的支援によって、県単独では困難なことでも、きめ細かなサービスを提供することは可能となります。公平さを重視するより、出来ることからサービスを提供していくことなど。3)団体側の先駆性と機動性を中核能力にしながら、専門性とネットワークを活用することによって、課題解決をすることも可能となります。また、4)団体側は法令に拘束されず臨機応変な対応を発見することが出来ますので、さまざまな新しい仕組みを生み出すことができます。さらに、5)団体側のリスク対応能力に依存しながら成立する協働事業もあることが分かりました。6)県側にとっては将来に備えてのノウハウを獲得することも可能となります。

総じて言えば、団体側からの先駆的で機動的な活動を含めた協働事業によって、県民の目線で考える新しい施策をもたらすことができるようになります。

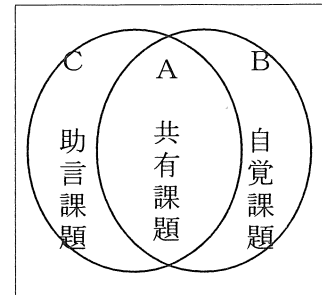
(4) 協働事業の課題

協働事業の課題を、「団体にとっての課題」と「県にとっての課題」に分けて整理しました。実際に行ったヒアリング調査等では、それぞれの自らの組織側には「どのように変わるべきか」、そしてそれぞれの相手の組織側には「どのように変わって欲しいのか」について質問をしています。調査項目を組み合わせ、団体にとっての課題と県にとっての課題として整理しました。双方が指摘し、気づいている共有課題、自らの反省とか積極性とかで出されている自覚課題、そして相手から率直に指摘されている助言課題として分類し、整理しました。

限られたスペースでの記述式のアンケートと追加のヒアリングでしたので、重要事項が強調され、指摘されていると理解できます。しかしながら、意見として出てこなかったことでも全く意識されていなかったとは直ちに断言できないと思われます。なぜならば、ある協働事業においては協働の相手同士がある程度行っていて、大きな問題はないという認識であれば意見として反映されない傾向があるからです。したがって、団体は団体としての、また県は県としての発想を広げ、気づきを促すヒントとして受けとめることが妥当と思われます。

① 団体にとっての課題（団体が変わっていきべき点）

団体自身に対しては、「団体が変わっていきべき点」と質問し、県に対しては、「団体が変わって欲しい点」として質問しています。その質問に答えとして出された指摘事項は、両方に共通する点をA（団体側と県側の双方から指摘している共有課題）に、団体側の中の記述のみであればB（団体側の自覚課題）に、県側の中の記述のみであればC（県からの助言課題）に分類して整理しました。



〈A 団体側と県側の双方の共有課題〉

Aの「団体側も、県側も指摘している共有課題領域」は、いわば両者の指摘がほぼ一致し、共有されている課題領域で、次のような内容になります。

i 財政等の自立：

団体側としては「組織の自立化に向けた財政基盤の確立をしていきたい」、「組織を拡大したい。方向として NPO 法人化」そして「財源確保も含めて計画的に自立する必要性がある」と自覚。県側としては、ほぼ同様な内容として「協働により拡充した事業を協働期間終了後も継続できるよう、財政的な基盤の確保」、「自主的に体制・資金・事業面の充実を図って欲しい」そして「運営に当たる事務局等の体制を固めて NPO 法人化を進めてほしい」との指摘がある。

ii 事務・運営体制の確立：

団体側としては「団体の事務職員の確保を支援して欲しい」「自主的な組織として運営体制を確立する必要性がある」「スタッフが不測の事態に十分対応できるようにしたい」そして「効率的に事業を実施したい」と指摘している。県側としては「団体側の担当者の確保」とあり、また好意的に「あえていえば事務処理能力の向上。しかしその点を含め団体と協働しているため、協働事業を行う上でそれほど障害ではないと考えている。実践能力はあるので、発言する分は責任を持ってやってくれている」とする指摘がある。

iii 情報の共有化・協議の充実：

団体側としては「事業を進めていく上で県の意思決定の歩調に合わせる事が重要」と県に対して好意的な指摘となっている。県側としては「お互いの情報の共有に努める」「事業の展開にあたっては、その都度ボランティア団体と協議しながら進めている」と指摘し、全体として相互の努力課題として提起している。

iv 連携・ネットワーク化の促進：

団体側としては「ネットワークとしての組織が確立するようにしていきたい」として「支持者の幅を広げる」と指摘している。同様に県側としても「団体コミュニケーションや連携を広げて欲しい」「さまざまな立場の関係部署とのスムーズな連携」そして「事業者、県と連携した取り組みを推進して欲しい」など前向きな課題として提起している。

v 活動の活発化：

団体側としては「日常的に参加できる活動の場を更に増やしたい」「相談時間、対応言語の拡大にも対応していきたい」「将来は対象者の領域を増やして相談対応機関として機能充実を目指す」等の団体自身の課題に対して積極的な認識を示している。県側としては「もう少し活動の時間を振り向ける努力をして欲しい」「団体活動を活性化させて欲しい」等の指摘がある。

〈B 団体自身の自覚課題〉

Bの「団体側は指摘しているが、県側は指摘していない課題領域」は、団体側として自覚している課題となります。内容的にはいずれも前向きに自省的に書かれています。

i 規律・マナーの向上：

「関係する団体メンバーの中には社会人としての常識に欠けることがあり、社会規範を身につける努力をする」「団体も広く行政や社会の行動様式を学ばねばならない」そして「参加時間を守るとかの責任ある行動が必要」は、団体活動がより社会性を持つとしようとするときの自覚と思われる。

ii 広報・渉外活動の活発化：

「広報活動を活発化させたい」「存在をより社会的に認知されるために渉外活動、広報活動をもっと活発に行う必要がある」などは、外向きの姿勢の重要性を自覚している。

iii 取組み姿勢の強化：

「本格的な対応への備えとして、個々人の決意を明確化させる」「保全の過渡期であり、リスクを抱えながら曲芸的に運営しているが、ともかく継続すること」などは、責任感・リスク対応への覚悟等、当事者でなければ存在しない自覚として、受けとめたい。

〈C 県側からの助言課題〉

Cの「団体は指摘していないが、県は指摘している課題領域」は、団体にとっては協働事業を成功させ、より円滑に促進させるために、助言的に指摘を受けとめたい課題です。

i 組織内の意志疎通の充実：

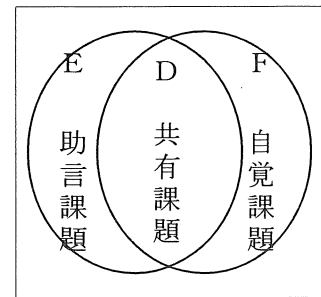
「リーダー層とメンバー層の意識のギャップがある」また「団体内の情報共有化の体制整備が必要である」と指摘されている。

ii 企画力・提案力の向上・強化：

「計画の具体性を高めて欲しい」「プログラムの企画等によるマンネリ化を防ぎ、時代に合った話題や最新情報の収集が可能なようにしておく」、「今後とも実現の可能性のある事業に関する積極的な提案をいただきたい」と要請されている。

② 県にとっての課題（県が変わっていきべき点）

団体自身に対しては、「県が変わって欲しい点」と質問し、県に対しては、「県が変わっていきべき点」として質問しています。整理の仕方は原則的には団体側と同様です。その質問に回答として出された指摘事項は、両方に共通する点をD（団体側と県側の双方から指摘している共有課題）に、団体側の中の記述のみであればE（団体側の助言課題）に、県側の中の記述のみであればF（県からの自覚課題）に分類して整理しました。



〈D 団体側と県側の共有課題〉

Dの「団体も、県も指摘している共有課題領域」は、いわば両者の指摘がほぼ一致し、共有されている課題領域で、次のような内容になります。

i 意思決定の迅速化：

団体側からは、「意思決定をスピードアップしてほしい」との声はヒアリングの際は極めて多く、特に「担当責任者決裁の迅速化は是非図って欲しい」との要望あり。県側では、「決定の遅さや、手続きの多さを改善すること」また「通常の方法では決裁までの時間がかかり、迅速でないので、稟議の方法を簡素化して決裁期間の短縮化を達成すること」などの改善点について、すでに着手したこと、また前向きに検討しているところも多い。

ii 柔軟性の向上：

団体側としては、「事業実績のみでなく、団体の求める支援をして欲しい」「著作権等について事実上協働であれば自由にして欲しい」そして「予算の弾力的な執行」等の課題の指摘がある。県側としては、「提案された意見を施策に反映させるため、従来のかたまりにとらわれず幅広い観点から柔軟に対応する必要がある」、「課題解決のための柔軟な対応」そし

て「行政の枠にとらわれず、関連する民間の団体等とも調整しながら必要な事業に取り組めるようにする」など前向きな課題の指摘がある。

iii 計画策定段階からの協働：

団体側として、「計画策定の前段階でも課題提案とか、実態調査等の協働作業を行いたい」また「計画策定の段階から協働作業したい」などの意見が多く聞かれた。県側として、「団体の活動実績に応じて、企画・立案段階から参加を求めるなど、団体に対してより積極的な関わりを求めること」などの意見が出され、団体側・県側両者ともに協働では政策形成のより上流側に向かって参画を求めていることが共通していた。

iv 説明責任（アカウンタビリティ）の努力：

団体側としては、「事業内容の変更に際して内容や経過等を明らかにして欲しい」との要望があり、県側としては「事業方針を明確に打ち出すこと」と前向きに検討する姿勢がみられた。

v 監査等必要な手続きを事前に知らせることの徹底：

団体側としては、「団体に帳簿類整備に関する検査があったが、当初は知らされていなかった。予め検査の計画を示してほしい」との指摘あり。対して、県側としては、「会計監査に際して、団体に対して備えるべき会計帳簿を予め示しておくこと。それは、簡易なものにすること」と前向きに検討する姿勢がみられた。

vi 自主的な参加姿勢の向上：

団体側としては、「県職員もボランティア活動に参加して欲しい」、「直接に市民と接してないので現場に弱いことを自覚した上で、現場に近づく努力をしてほしい」との課題提案がある。県側としては、「市民感覚、市民の目で行政をみていくこと」と今後への取組み姿勢を示している。

vii 県内部の連携・調整の向上：

団体側としては、「県の関連部署との連携を密にして欲しい」「縦割りではなくて、県の各部署・各機関の連携に努めて欲しい」と数多くの指摘がある。県側としては、「団体の活動趣旨と内容の必要性が末端まで浸透しているかについては疑問の面もあり、県内の認識の浸透を図っている」「活動の必要性が末端まで浸透するように図って行くべき」として、組織の指揮命令系統での改善課題が前向きに記述されているが、部局を越えての横への浸透に課題が残ることになる。

viii 支援・運営能力の向上：

団体側としては、「現状通り裏方として市民活動を支えて欲しい。事務処理等で指導して欲しい」とあり、県側としては、「県の役割として、物的等の支援とともに、事業企画、運営能力、作業技術力の向上や、ボランティア団体の運営能力の向上の機会や情報の提供を図る必要があ

る」と自認している。さまざまな状況次第で課題が発生し、両者で継続して課題解決を行う必要があると考えられる。

〈E 団体側からの助言課題〉

Eの「団体は指摘しているが、県は指摘していない課題領域」は、県にとっては明確に自覚されていない恐れが強く、改善することが期待されている課題として受けとめるべき助言課題です。

i 人事異動等での引き継ぎの徹底：

「(多くの場合には3年毎の)異動によって人が変わっても、スタンスが変わらないようにしてほしい。そのための仕組みづくりも必要」。そして、「人事異動により施策の継続が困難にならないようにしてほしい。副作用として団体側の関係者が混乱する」が、ヒアリングの際は頻繁に聞かされた指摘である。

ii 資金活用に関する制度改革の推進：

「事務経費などに対する支援がなく、活動量が増えると事務経費分の資金を調達する必要性があり、その面の制約を解除してほしい」などは、団体側からヒアリングの際、数多く聞かされた指摘である。

〈F 県側自身の自覚課題〉

Fの「団体は指摘していないが、県は指摘している課題領域」は、県が協働事業の際にはことのほか強い関心を持ち、更に改善をしなければならないと自覚している課題です。いずれも自省的な内容となっています。

i 異質性への関心の拡大：

「県の事業の進め方とは異なる方法があることに目を向け、新たな変革の芽として関心を持って取り組むこと」「基金の創設や税の軽減など、現在の施策の枠組みでは対応困難な提案があり、どう対応していくか」などチャレンジ精神に富んだ課題となっている。

ii 企画提案力の向上：

「プログラムの企画等によるマンネリ化を防ぎ、時代に合った話題や最新情報の収集が可能なようにしておく」などは前向きの課題といえる。

地域住民のニーズは多様化し、急速に変化してきています。きっかけとその過程の多様さにもあるように、協働事業では継続して創意工夫していかなければなりません。また、地域住民のニーズに対応すべく、団体側の自主性と主体性によって、先駆性と機動性を発揮し、新しい公共的なサービスが創り出されていきます。それを県側が前向きに受けとめて、育てようとする協働事業においては、時と場によって、そして何よりも関係する人々と共に、協働事業における課題はさまざまな姿をもって変化・発展していくと思われるからです。

このような多様性と変化を併せ持つ状況下では、絶対的な正解を求めることは協働事業の本質を見失うこととなります。